

3 小規模保育事業（A型）の整備について

※ 地域型保育事業の他類型の具体的な募集スケジュール等は今後HPでご確認ください。

※令和8年度予算については現段階では未定です。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（1）小規模保育事業の整備方法について

整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績
1 整備費補助	事業者が確保した建物において、改修等により小規模保育事業を整備するために必要な経費の一部を補助。	全ての法人	2年以上の運営実績（開所日時点）
2 自主財源整備	事業者の自主財源による小規模保育事業の整備。	全ての法人	不要

（2）令和8年度（R9.4開所分）の整備に向けたスケジュール

重 点 相 談 期 間

令和7年12月12日～令和8年2月13日

整 備 費 補 助 及 び 自 主 財 源 整 備

1 次募集

令和8年2月中・下旬～4月上旬

※2次募集以降については、1次募集の申請状況を踏まえて判断します。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（2）令和8年度の整備に向けたスケジュール

小規模保育事業が開所するまでの一般的な流れ（1次募集、整備費補助の場合）

R 7年		R 8年												R 9年			
12月	…	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
重点相談		小規模保育事業 1次募集開始	近隣説明	面接	選考	採択結果の通知 （※1）	近隣説明 ・実施設計着手	実施設計の審査		補助金交付申請	内装工事入札	内装工事着工	認可・確認申請書の受付	工事完了 ・完了報告	開所準備	開所（※2）	

※1 補助事業の対象法人としての審査結果通知であり、認可及び補助金交付を確定するものではありません。

※2 4月1日開所を厳守してください。年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（3）補助対象及び補助内容

▶ 小規模保育事業（A型）の整備（既存ビルの改修等）

既存ビルの改修等により小規模保育事業を整備するために必要な経費の一部を横浜市が補助します。

※ 整備予定地が「新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）」に指定されている必要があります。

（新たに受入枠確保が必要な重点地域一覧）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>

※ 定員は6人から19人までとします。

※ 定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（3）補助対象及び補助内容（令和7年度募集ベース） ※今後変更になる可能性があります。

整備費	対象経費	：施設整備費（改修費） ：備品費（1品5千円以上が補助対象。定員数×3万2千（上限）×3/4
	上限額	4,131万9千円
	加算	ア 0歳児定員を設けない場合に上記上限額に300万加算します。 (1歳児定員を設定しない場合は、対象外です。) イ 休憩室等の機能を備え、専用に区画された居室を6m ² 以上確保した場合に上記 上限額に100万円加算します。
	補助率	市長が認めた対象経費の3/4とします。
	限度額	«加算なし» 3,098.925万円 (4,131万9千円×3/4) «加算あり（ア・イ両方適用した場合）» 3,398.925万円 (4,531万9千円×3/4)
賃借料	対象経費	・当該施設における申請事業のための令和8年4月以後の賃料発生日から開所日前日までの 月額賃借料。（賃借料免除期間は補助対象外です。） ・礼金 最大6か月分までの金額 ※貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等 特別の関係である場合は、補助対象外となります。
	補助率	市長が認めた対象経費の4分の3とします。
	限度額	22万5千円 (30万円×3/4)／月 (賃借料・礼金とも共通) ただし、1カ月に満たない月は実日数にて日割り計算とします。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（3）補助対象及び補助内容（令和7年度募集ベース） ※今後変更になる可能性があります。

開所後の賃借料補助の概要（建物を賃貸する場合）

開所後賃借料	対象経費	当該施設における令和9年4月以後の賃料発生日の月額賃借料。 ※貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係である場合は、補助対象外となります。
	補助期間	開所後10年間
	補助額	補助基準額（上限80万円※）から公定価格の賃借料加算額を差し引いた額。 ※賃借料が公定価格の賃借料加算額を超えない場合には、開所後の賃借料補助の対象となりません。 ※対象経費が上限額を下回る場合は対象経費から公定価格の賃借料加算額を差し引いた額となります。

例えば…賃借料85万円 利用定員・入所人数19人の場合（月額）

公定価格（賃借料加算額※1）▶ 28,600円×19人 = 543,400円

補助額 ▶ 800,000円（補助基準額） - 543,400円 = 256,600円（※2）

※1 令和7年度公定価格単価表をもとに算出しています。

※2 1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（4）連携

小規模保育事業は、卒園後の進級先の確保が義務付けられています。また、認可保育所と比べ、施設規模や定員が少人数であることから、集団保育の機会設定など保育内容の支援等を担っていただく連携先が必要となっています。

● 連携内容

卒園後の進級先の確保（必須）



確保した進級先へは優先的な入所ができるため保護者が園を選ぶ際の一つのポイントとなります。

保育内容の支援（必須）



合同保育等を行うことで、卒園児、保護者、保育者ともに安心した環境で進級できます。

代替保育の提供